Q7-8 外国人の退職金に対する課税について教えてください。

(台湾の公的退職金制度について)

台湾では、2005 年以前は確定給付型の年金制度(いわゆる旧制度)が存在していましたが、2005 年から確定拠出型の年金制度(いわゆる新制度)が導入され、旧制度のまま継続を選択した従業員を除いては新制度に移行しました。ただし、外国人に関しては、台湾人を配偶者にもつ外国人や永久居留証を有する外国人以外は新制度には加入できませんので、旧制度に加入する必要があります。年齢、勤続年数などの要件を満たした場合(法律 Q5-5.参照)には年金ないしは一時金が支給され、課税対象となります。

(台湾外の退職金について)

台湾外で受領した退職金についても、台湾に滞在した期間相当分は台湾源泉所得となるので、 台湾源泉所得として申告を行う必要があります。課税方法や免税額については以下をご覧くだ さい。

(退職金の課税方法について)

台湾源泉所得である退職金については、原則課税対象となります 退職金については、以下の条件で所得総額に合算されます(2020 年度)。

1. 一括で受領した場合

- (1)「NT\$18 万×退職時勤続年数」までは免税
- (2)「NT\$18万×退職時勤続年数」を超え、「NT\$36万2千×退職時勤続年数」未満の部分については、半額を所得に加算
- (3)「NT\$36万2千×退職時勤続年数」を超える部分については全額所得に加算

2. 分割で受領した場合

1年間に受領した総額から NT\$78万1千を控除した金額を所得額とします。

(代替ミニマムタックス税制との関連性について)

台湾外で支出された退職金のうち、台湾外源泉所得とみなされる金額については上述の計算上は課税対象になりません。しかし、台湾居住者に対して台湾外で支給される退職金で、一部台湾外所得と考えられる場合でも、代替ミニマムタックス税制に基づく計算における、基本所得を計算する際には加算対象となります(Q7-9 参照)。